

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年3月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

八代静枝君	藤田悟君
清水正二君	斉藤芳夫君
米山昇君	猪股尚彦君
内藤久歳君	名取國士君

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	笹本嘉朝君	環境課長	長田治君
環境保全係長	中込広人君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	金丸博	書記	小澤明
書記	興石文明	書記	松井恵美

開会 午前 9時54分

○書記（輿石文明君） 改めましておはようございます。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2番、委員長挨拶。

三浦委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

予算特別委員会も、大変いろいろご意見がございました。また、終わったということで、安堵しているわけであります。

また、外を見ますと、大変桜も場所によっては満開と。甲斐市においては信玄堤のナイトスポットということで、何か28日から行うということでございます。私どももお花見もしたいところでございますけれども、きょうは厚生環境常任委員会の委員会を開催したところ、全員の方のご出席をいただきました。本当にありがとうございます。

それでは、これから委員会を開会したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

それでは、次第3の内容に入ります。

内容1、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）の修正について、当局より説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 改めましておはようございます。

環境課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）の修正・追加につきまして、こちらの別冊の資料で説明をさせていただきます。さきの委員会で、計画の素案につきましてご意見をいただきました。修正箇所を全てご提示できませんでしたので、今回、その後の修正等の内容につきまして説明をさせていただきます。

別冊でお配りした資料は、修正・追加の部分につきまして抜粋した資料となります。このため、すみません、表紙をめくってください。15ページからとなっております。既にお示しました計画案のページと符号しております。

15ページは、通勤圏のデータグラフを、平成17年国勢調査結果から平成22年国勢調査結果に修正いたしました。グラフ全部が差しかえとなっておりますが、修正内容を特定するため、図の見出しと出典の平成22年の部分に赤の下線を付しております。

次に、21ページは地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況の表であります。表内の赤枠の部分、修正前はすき込み、圃場還元など自然処理的な利用状況を併記しておりましたが、堆肥化とチップ化など有形の特化した利用形態に整理させていただきました。

おめくりいただきまして、次の25ページをご説明いたします。

25ページは、21ページと関連して、未利用バイオマスの利用状況につきまして、赤線を付した部分を追加したもので、（2）の①②にありますとおり、すき込み等による利用が多いということ認識しつつも、効果的な利用が行われていないという現状を踏まえさせていただきました。

次の26ページにつきましては、（3）資源作物のところ、耕作放棄地318ヘクタールの記載がありましたが、また後ほど説明しますけれども、次の27ページに全文追加した現状の課題の中で耕作放棄地318ヘクタールをうたい込みましたので、重複を避けるため数値を削除し、整理をさせていただきました。

めくっていただきまして、次の27ページとなります。

27ページは、バイオマスの取り組み方針としまして今後、食品系廃棄物、廃食油、家畜排泄物、紙ごみ、間伐材等の木質バイオマス、資源作物としての菜種・大豆等、6つの柱として取り組みを図っていくにつきまして、現状の課題を整理するべきではないかというご提言に基づきまして全文追加したもので、1の廃棄物バイオマスにつきましては、一般廃棄物関係の利用率が低いいため分別収集と有効利用を図り、廃棄物を減らしていくことを課題として

認識するべく記載いたしました。

また、2の未利用バイオマスにつきましては、全国平均に比べ、本市は利用率が低いこと、圃場残渣については、すき込みや残量によつての利用はされておりますが、効果的・効率的な方法を確立することが課題となっていることとし、間伐材については搬出・利用向上が課題となっていることなどを記載しました。

3の資源作物につきましては、約318ヘクタールの耕作放棄地が存在し、耕作放棄地を再生しながらバイオマス資源を増加させるため、取り組み等を検討すべきことを記載いたしました。

33ページは、赤い下線のコージェネレーションの説明をページの下に補足いたしました。記載内容は、以前委員会で説明させていただいた内容でございます。

以上、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）の一部修正追加について説明させていただきました。さきの委員会で説明させていただきました内容も含めまして、甲斐市として初めてのバイオマス活用推進計画としたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を受けます。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。ございますか。

内藤久歳議員。

○議員（内藤久歳君） 27ページの全部追加の部分で、2番の未利用バイオマスのところでマテリアルというんですけれども、マテリアルというのは希少価値とか工業的なそういう用語だと思ふんですけれども、このマテリアルというのはどういうあれなのか、ちょっと。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） マテリアルの意味ですけれども、出しましたリサイクル品をそのまま原料として利用する。同じ、例えばプラスチックをリサイクルする場合は、そのプラスチックを1回ペレット状にして、またプラスチックに利用するということがマテリアル

という意味でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） こういう用語は、ちょっと抽出してどこかへ書いておいたほうが、よりこの文面に対して理解が得られると思うんです。ほかのところでもできるだけ片仮名用語を避けてということもあったんですけども、特にこういう専門用語になるとやはり多くの方がその中身を理解していないとよくわからないので、その辺もちょっと検討していただければと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） お答えいたします。

素案のほかのページにも用語を使っておりますので、その部分には説明を加えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）の修正についてを終了いたします。

内容2、微小粒子状物質について、当局より説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、引き続きまして、資料の1ページをお開きください。

微小粒子状物質（PM2.5）につきましてご説明をいたします。

3月11日に山梨県大気水質保全課主催により、微小粒子状物質PM2.5等緊急時対策担当者会議が開催されまして、PM2.5の対応につきまして説明がありましたので、それらに沿いまして概要を報告させていただきます。

まず、PM2.5とは何かということで、1番のPM2.5とは、にまとめさせていただきます。

大気中に浮遊する粒子のうち、粒子径が2.5マイクロメートル以下のもので、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている物質です。参考として挙げましたが、人の毛髪が70マイクロメートル、海岸の細かい砂が90マイクロメートルということでございます。

2としまして、PM2.5の主な発生源は工場・事業所からのばい煙、自動車排ガス、土壌からの粉じん、火山灰などが挙げられます。3の環境基準ですが、大気環境基準としては、二酸化硫黄、一酸化炭素など5項目が設定されていましたが、平成21年、新たに微小粒子状物質PM2.5が追加されました。PM2.5の環境基準としては、短期目標として1日の平均値35マイクログラム毎立方メートル、長期目標として1年の平均値15マイクログラム毎立方メートルとなっております。

4の県内のPM2.5の測定状況ですが、県においては5カ所で測定しておりまして、甲府市衛生環境研究所については、平成22、23年度とも短期目標、長期目標を達成しております。なお、県のホームページには、各測定局の1日平均値と1時間ごとの速報値を公表しております。3月中、5つの観測局で短期目標を超過した経過があります。

めくっていただきまして、2ページをごらんください。

5の国の対応ですが、本年1月から中国北京市を中心にPM2.5による大規模な大気汚染が断続的に発生し、日本においても西日本を中心に広域的な越境大気汚染の影響が見られたことから、国においては専門家の会合で検討を行いまして、注意喚起のための暫定的な指針を平成25年2月に発表しております。

その指針のポイントとして、枠内に太字で記載させていただきましたが、注意喚起のための暫定的な指針値としては、1日平均値で70マイクログラム毎立方メートルとし、この指針値を超えることが予想される目安としては、午前5時から7時までの1時間平均値が85マイクログラム毎立方メートルを超えた場合ということであります。

6の今後の対応といたしまして、県では県内を中西部地域、東部富士五湖地域の2地域に分け、それぞれの地域の測定局で午前5時から7時までの1時間平均値が85マイクログラム毎立方メートルを超えた場合、午前8時を目途に各市町村報道機関等に対し、注意喚起予報の発令につきまして、情報提供が行われます。

各市町村に情報提供があった場合、本市としては速やかに次のとおり対応を図りたいと考えております。1としまして、市の防災無線、ホームページによりまして、PM2.5注意喚起予報の発令及び外出の自粛等と呼びかけます。庁内放送で各所属に情報を提供し、関係機関へ周知いたします。業務時間外及び休日の対応につきましては、宿日直職員のフロー体制を整備しております。

以上、PM2.5につきましての概略であります。報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今後は県内も中西地区と富士五湖2カ所だという、現在5カ所でやっているということなんですが、一応、小さい県ですから別に甲斐市が入ってないからというわけではないのですが、やはり市民としては、甲斐市はどうなんですかというときには、甲斐市での測定というのはやはり気になる場所なのですが、こういったことは市独自ではできないことなのですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ちょっと関連しまして、23年度の放射線の測定のときは、機器の価格が数万円程度で入手できるような情勢もありました。今度の測定器につきましては、100万円近い数十万円の単位の機械だそうです。当面、県の測定局が甲府市の富士見にありますので、そちらの内容も参考にするというので、本市独自の測定というところは、現在は考えておりません。こちらの富士見局を参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それと、普通の健康な人とか呼吸器系が強い人は多分そんなにあれなんだと思うのですが、中には、ぜんそくの傾向がある人とか、子供さんなんかでも小さいお子さんをお持ちの家庭とかでは、非常に心配な部分がありますが、健康調査とか注意喚起のための啓発みたいなものは、市としては何か考えていますでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 現在のところ、3月の担当者会議でいただいた情報をもとに周知を図るところまでは考えておりますが、その後の具体的な方策につきましては、また状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 特に、学校とか保育園とか、そういうところで調べるというんですか、簡単に様子はどうとか、そういったことは、形だけというのも困るのですが、やはりそういったことを市としては考えているのだというようなことを全くしないのか。それとも少し

は父兄に対して、学校としてとか保育園としてとかということは、呼びかけたりとかということはないのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 先ほど申しあげましたとおり、まだ県の説明会から日がたっておりませんが、速やかに教育委員会、それから福祉、保育園の関係の部局等は、入手した資料等は伝達しております。また、教育関係の内容では、そのルートの中で県のほうも対応しているという経過があります。今後につきましては、先ほどのとおり状況に合わせて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、マスクが普通の市販のマスクではだめだそうです。何か特殊なマスクがやはりあるそうなのですが、そういったことに対しては、市としては市民の方にこういうものがあるという周知みたいなのはしますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 県の情報からも、マスクの着用は有効ですかというような設問等もいただいておりますが、中にはその内容を紹介しますと、着用すると少し息苦しい感じがあるので、長時間の使用には向いていませんというような内容もありますが、このような情報を県のほうもホームページのほうで公表しているとは思いますが、必要に応じて市も周知を図るべく広報体制を研究していきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 基準値を超えたというようなこともちょっとあったわけですから、全く無害というか、そういうふうには樂觀できないので、やはり緊張感を持ってすぐに対応できるような方策も考えていっていただきたいと思います。これがこのままおさまってしまえばいいのですが、わかりませんのでよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 放射能観測のときも留意してまいったつもりでございます。また

このPM2.5につきましても、新しい課題として、できるだけ皆さんに不安のないような情報提供等を考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 2ページの今後の対応のところで、宿直・日直職員のフロー体制を整備してあると言いますけれども、このフロー体制の体制の内容はどんなぐあいになっているのですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） まず、午前8時ごろをめどに県からの注意報がございます。

その受信を受けた場合につきましては、市民に対して防災無線なり関係機関への連絡というふうなことを徹底するようなフローになっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 県から受けて、日直がいるわけですよね。そうすると、じゃ、日直が防災無線と同じような形の中で放送するわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） 既に注意報が来た場合に、原稿をあらかじめ用意しておきまして、その原稿を防災無線で読むような形になっております。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、このPM2.5って、大体これは今になるとわかるんですけども、粒はどのくらいっていえば、ここに人の髪とか海岸の砂とかってあるんですけども、黄砂はどのくらいになるのですか、黄砂の舞ってくるあれは。

あれよりはずっと小さいものだと思う。どのぐらいか比較して。黄砂が舞ってくるくらいだからそれよりどのぐらい小さければ、もっとひどく舞ってくるような、そういう説明もないと。その辺、わかったら。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 恐れ入ります。今、黄砂の資料は持ち合わせておりませんが、先ほどご説明しましたとおり、2.5マイクロメートル、1マイクロメートルが1ミリの1000分の1ということですので、1000分の2.5ミリというような大きさになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國士君） そういう説明はわかります。けれども、1,000分の1がどのくらいだろうという、その中身をもう少し細かく言えば、じゃ、今僕が話したように、黄砂はどのくらいでこのくらい舞ってくるのだから、このくらいのもはもっと舞ってくるだろうとか、要するにそういう話のしようがないということだ。

それともう1つは、これが来たって発令された。防災無線の中で言うはいいんだけど、その前に、こういう細かいことが市民の方たちに周知されていないと、どの程度のものだろうだ、じゃどのくらい被害があるということも周知しておかないと、言われたってわからないと思う。そのことをちょっと聞いたかったんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 黄砂の内容につきましては、また後ほど調べてご連絡をさせていただきます。資料にもありますとおり毛髪が70マイクロメートルということで、2.5はその35分の1になりますから、またそこら辺も基準にしていればと思います。

あと、情報提供につきましては、鋭意努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、微小粒子状物質についてを終了いたします。

続いて、その他を行います。

環境課から何かございますか。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 続きまして、環境課からその他で、一定内容は口頭でご報告をさせていただきたいと思いますが、資料は、図面だけ資料の最終のほうに添えさせていただきました。3ページになります。

内容は、産業廃棄物の中間処理施設の再稼動につきましてでございます。

地区は敷島地区です。場所は3ページの地図で説明いたしますと、地図の一番下におかじまがありますが、そのおかじまと重なる線が竜王駅から睦沢清川に至る県道でありまして、上へ上っていきますと、西町の交差点を北上し、敷島北小、敷島総合公園の入り口を過ぎまして、しばらくすると進藤建設の跡地があって、県の漁業センターがあります。県の漁業センターを過ぎると鳥居坂という坂になりますが、その坂の途中から東に向けて吉沢方面へ行く、通称吉沢連絡道路というような通称でございますが、入ることができます。円内がその県道の交差箇所であります。

めくって4ページ、最終ページをごらんいただきたいと思います。

地図の一番下に下桑木原という名称がありますが、この文字がある場所の重なっている道が県道です。すぐ右横に、甲斐市、甲府市の文字に隣接している施設が県の漁業センターです。その上に網かけでお示ししているところ、県道から吉沢の連絡道路に入ってすぐ、亀沢川の橋を渡った場所ではありますが、実はここに2カ所、今現在は稼動しておりませんが、産業廃棄物関係の処理施設が2カ所ありまして、1つはダックスという許可取り消しになっている産業廃棄物処理施設、その西側の部分に、網かけをしました産業廃棄物中間処理施設オー・エス・ケーの事業所があります。

今回説明させていただく施設は、オー・エス・ケーの事業所であります。現在、社長の死亡後休眠状態で、操業はしておりません。この株式会社オー・エス・ケーの事業所につきまして、3月初旬、山梨県中北林務事務所環境課のハナガタリーダーから電話連絡がありまして、新たな役員体制の中で4月から再稼動する予定ということであります。

産業廃棄物中間処理施設の許可は、県の許可権限でありますけれども、既に許可済みの施設で、山梨県における再稼動についての見解は、許可済みの施設が休眠状態から再操業するに当たり、特別の手続は不要ということでございます。再稼動するに当たりまして、手続は特になしということであります。

実は、この事業所、オー・エス・ケーにつきましては、旧敷島町が公害防止協定を締結しておりまして、年2回環境測定の結果を提出していただくことになっております。この事業

所につきましては、操業開始当時、燃焼施設を持っておりましたが、ダイオキシン特別措置法の施行によりまして、不適切な施設ということで、焼却施設の稼働はできなくなっております。このため、休眠状態になる前に、騒音・振動・排水に関する検査報告書を提出していただいておりますので、このたび公害防止協定の確認のため、新役員の方と接触しました。3月15日に環境課にお越しいただきまして、打ち合わせを行ったところ、公害防止協定の遵守と、協定に基づきます環境測定の実施について対応するとのことであります。

また、地元自治会関係者にも再稼働について説明に歩きたいということでもあります。ちょうど自治会役員の変更の時期でもありますので、新年度になりましたら自治会役員の方に説明をする旨、確認をしております。

4月からの操業再開ということでもありますので、本日取り急ぎ報告をさせていただきました。新年度におきまして、事業再開後の状況等に留意してまいりたいと考えておりますが、必要に応じて報告すべき内容につきましては、また本委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

以上、産業廃棄物中間処理施設の再稼働につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の説明だと、何をどんなふう処理するかということは全くわからないので、その説明をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） 株式会社オー・エス・ケーの取り扱いをする品目についてご説明させていただきたいと思っております。取り扱う品目については、産業廃棄物7品目でございます。

まず、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス、瓦れき類でありまして、近場で言いますと、河西金属が昭和町と甲斐市の境にあるかと思っておりますけれども、そこと同等な品目でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それをそこでそういうふう処理するのですか。燃さないでしょう、埋めるだけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） 外部からそれらを持ち込みまして、破碎して分別しまして、そしてまた別なりサイクルのところへ持っていくような形になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） その際、発生し得る有害物質というのは、どういうふう考えていらっしゃるのか。知っている範囲で結構でございますが、お答えをいただきたいです。破碎したりいろいろとやる、その工程の中で発生する有害物質というのは、どんなものが考えられるかということです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） 実際に持ち込んで、破碎して分別して運び出しますので、有害物質が発生するというふうなことは想定はありません。なお、公害としましては、破碎する過程の中で、騒音または振動、そして想定範囲の中では悪臭類が懸念されますので、それにつきましては、公害防止協定の中で年2回の測定を義務づけしているところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その年2回の測定は、向こうから測定した値だけをもらうということですか。市が中に入って測定するのではなくて。市とか県なりが中に入るというのはないのですか。それはない。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今、ご説明させていただいた内容は、公害防止協定に基づきまし

て事業所から提出される内容であります。また、市としましては、従前から、この事業所関係の内容で、土壌検査、それから水質検査を付近で2カ所行っておりますので、またそれらも参考にしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1回このオー・エス・ケーが現場を視察したほうがいいかなと思うんですけども、環境関係は責任を負わないとだめということで、また回答をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 3月15日に環境課のほうにお越しいただいた際にも、事業者側のほうから再開に当たりましては、まず環境課職員の立ち会いをしてくださいというような趣旨の発言もありましたので、議員さん方もまた日程調整できれば、その話もしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を求めます。ございますか。

藤田議員。

○議員（藤田 悟君） 1点だけお伺いします。

ダックスという会社が現在許可取り消しということなんですが、これはなぜ取り消しになったのかお伺いします。

○委員長（三浦進吾君） 中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） ダックスの役員の中に禁固刑以上を受けた罰の方がいらっしゃいまして、廃棄物処理法の中ではそういった方がいる場合は許可取り消しというふうになりましたので、取り消しされました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 藤田議員。

○議員（藤田 悟君） 事業の内容で不適切な問題があったということではないということで

いいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） 施設的には法的に問題はございませんでしたけれども、やはり従業員、役員の方の問題という形の中で許可が取り消しされております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今までやっていたから大丈夫とは思うんだけど、建設現場からの混載で来るんだよ、ここへ。混載で来るときに、俗に言う有害が混ざるんです、どうしても。そこを選別するというのは、非常にこのオー・エス・ケーさんも大変なんです、実は。できるだけ現場で分別をやるんだけど、やり切れないで混ざってしまうとか。例えば、解体廃材とかっていうのは、どうしたって混ざってしまう。最終処分場へまた持っていくときに、相当量の量がないと運べない、要するにコスト高になってしまうということです。

だから、有害物だけを大量に一時期集めなければならないということが起こるんだけど、その辺の説明はどうでしたか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 3月15日にお越しになったときのお話で、どのような持ち込みがということをお伺いましたら、約7割方が建設廃材関係というようなお話をされていた記憶でございます。今の議員さんのご提言等も、いずれ県のほうとも連絡をとり合いながら、問題がないような形になるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 私が一番心配していたのは石膏ボードなんです。これはどうしてもそこらじゅうに使ってあるから、みんな壊すと粉々になって、それがみんな一緒くたになっていくんです。分別するときにし切れない。完全にコンクリートできちっと囲ったところで全部やってあげればいいんだけど、一生土にならない材料なんです。ということは、散らかっただけで、もう土壤汚染になる、水質汚染になる可能性が高い。だからそこら辺のことを、やはりどう言ったらいいのか、県のそういうことの専門家が、やはりちょっと立入検査くら

い必要かなという気はするんだけど、提言をしておいてもらうか、あるいは皆さんもそこら辺のことを勉強するか、必要だと思うんだけど、どうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 正直なところ、すみません。石膏ボードにつきましては、私も初めて認識いたしました。これから情報を入手するとともに、県とも連絡をとり合いながら、監視等できることはしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） この中間処理施設が再稼働するという今の説明でしたが、過去どのくらい、何年間くらい、何年から何年までやっていたのか。それからその間に近所に家があるようですが、近所とかから苦情とかトラブルとか、そういうことが過去にあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 前の操業開始の許可は平成7年4月です。最初の許可が平成7年4月で、停止したのが23年7月であります。この間、地元から特に苦情等の内容は承知しておりません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 苦情がなかったということですので、それほど問題はなかったのかなとも思いますが、これの認可権限は県が持っているということで先ほど説明がありましたが、市のほうではこういう施設に対して、どの程度の権限というか、例えば調査権とか、立ち入り権とか、どこかかわられるのか、その辺の法的な権限というか、あれはあるのでしょうか。どの程度ございますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 任意の協定ということでございますが、公害防止協定に基づきまして立ち入りができるということを定めておりますので、それに基づきまして監視を行って

まいりたいと思っています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

猪股議員。

○議員（猪股尚彦君） いろんな傍聴議員からも話に出ていますけれども、要は、先ほども言いました、この地元にある施設に対して再稼働していくということですから、少なくとも議会として、委員会として視察をしておくことが業者に対する意識にもつながるものだと思いますから、議員全員では多いかなという解釈もあります、それだっていいかなと思っていますから、甲斐市の議会がそこを視察するというのも1つの重要な手だてだと思いますから、その辺をよろしくお願ひしたいんですけども、どうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 視察につきましては、先ほども申し上げましたとおり前向きに取り組んでいただけるようですので、また議会の事務局のほうとも日程を調整させていただきまして、細かい内容につきましては、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員会関係で委員より何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上でその他を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分